

古文書を読む会学習記録

作成日 平成25年12月20日

開催日	平成25年12月12日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂3号室	出席人数	14 名
講 師	真田雅行氏	作成者	堀井克子
テーマ	第1学習 小田原市船津氏所蔵文書 2件		
概 要	<p>1. 養子七兵衛嫁取りにつき書き入れ一札(小田原船津家文書)</p> <p>疵があっても文句は言わないことを確約したもの。</p> <p>相州前川村の七兵衛が清兵衛の娘“おむく”に手をつけて公儀沙汰になりそうになったのを関係者のお願いやお詫びによって免れた。</p> <p>清兵衛も了承の上二人を夫婦にして、七兵衛の伯父吉兵衛が引取り同意したことは実正である。 引取る以上はどんな不幸があっても“おむく”を遊女や飯盛女に出すことはしない。万一その様なことがあったら、一切文句は付けないし、いつでも訴え出ても構わない。一家、一門、知縁のものにも訴えさせない。</p> <p>念の為此の一札を差し入れる。</p> <p>寛保三年亥閏四月廿六日(1743年)</p> <p style="text-align: center;">相州前川村 七兵衛伯父 吉兵衛 印 同 小船村 加判人 十兵衛 印</p> <p style="text-align: center;">清兵衛殿</p> <p>2、駆け込み娘勘当解除嘆願書(小田原船津家文書)</p> <p>小竹村名主元右衛門は、息子を気に入らず娘に跡を取らせたいとし、兄は跡目相続に至っていない。こうした中、親元右衛門年もととし、周囲も気を揉んで局面打開の努力をする。芝口村の名主四郎兵衛は自分が世話するから戻るようにと娘を説得をするが同意は得られない。又実父へは娘を嫁(よめ)にもらうから、息子とも相談してほしいと説得しても埒が明かない。実父は結局失踪した娘を※勘当する旨訴え出た。</p> <p>これを聞いた芝口村の名主四郎兵衛は逆に娘勘当解除の嘆願書(訴え)を管轄の会所に起こした。</p> <p>「乍恐書付ヲ以御訴訟申上候御事</p> <p>元右衛門方より旧離(縁を切ること)之御願申上候に付、乍御注進御訴訟申上候</p> <p style="text-align: center;">享保十七年子二月二十五日(1732年)</p> <p style="text-align: center;">相州足柄上郡芝口村 名主四郎兵衛 印</p> <p style="text-align: center;">中村原御会所 御役人衆中様 」</p>		
備 考	※勘当 縁を切って除籍(追放)すること。無宿になる。		
次回予定	平成25年12月26日 10:00～12:00 金沢公会堂3号室 第二学習 秋葉山詣③		